平成２１年（フ）第５７号
鹿児島県南さつま市加世田内山田11396番地
淵脇勝美方、住民票上の住所鹿児島市三和町56番７号
債務者　淵脇　和人
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第２４２号
北海道苫小牧市日吉町４丁目４番25号　マンハイム日吉301
債務者　舘　　末富
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２５１号
北海道苫小牧市光洋町３丁目13番５―16号
債務者　青山　冷子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１１０１号
仙台市若林区若林３丁目４番36号
債務者　水戸三奈子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０６号
仙台市若林区石名坂28番地　美和コーポ102
債務者　石川　文子（旧姓木皿）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３１号
仙台市若林区連坊小路17番地の４　ヴィントルーナ201
債務者　吉田しのぶ
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４０号
宮城県岩沼市吹上１丁目10番56―101号
債務者　山本　裕介
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５４号
仙台市若林区若林５丁目２番５番　藤本アパート201
債務者　佐々木弘志
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３１１号
仙台市太白区四郎丸字落合55番地の22
債務者　大友サチ子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３１９号
仙台市太白区東中田２丁目39番65号　サンライフ東中田102
債務者　尾形　年博
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３２０号
宮城県黒川郡富谷町富ケ丘１丁目15番21号
債務者　川口眞理子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
宮城県石巻市沢田字沢田31番地４
債務者　千葉　文子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
宮城県石巻市中里６丁目６番19号　サカイハイツＢ棟203号
債務者　伊藤　理恵（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２８０号
福島県二本松市小沢字竹ノ内40番地
債務者　佐藤　圭子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１２０号
茨城県古河市幸町７番４号
債務者　石川　和子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１８０号
茨城県坂東市小泉606番地
債務者　倉持季代美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２２８号
茨城県古河市東牛谷412番地12
債務者　野﨑　孝三
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部